

支出の契約内訳(平成18年度)

(単位: 件/千円)

独立行政法人 国立病院機構			
	落札率	契約件数	契約金額
一般競争入札	100%	1,162 (20.5%)	17,189,728(11.3%)
	99%~100%未満	2,251 (39.9%)	100,186,900(66.0%)
	95%~99%未満	1,104 (19.5%)	20,560,109(13.6%)
	95%未満	1,139 (20.1%)	13,778,651(9.1%)
	合計	5,656 (100%)	151,715,388(100%)
指名競争入札	100%	232	3,590,212
	99%~100%未満	119	3,560,543
	95%~99%未満	59	648,914
	95%未満	35	323,317
	合計	445	8,122,986
随意契約	特命随意契約	1,919	31,826,795
	特命随意契約以外	3,704	55,879,306
	合計	5,623	87,706,101
総契約		11,724	247,544,475

※特命随意契約・・・特定の相手方を指定して行う場合

出典: 独立行政法人の組織等に関する予備的調査(武正公一君外112名提出、平成19年衆予調第3号)についての報告書の(独)国立病院機構提出資料より集計・作成

(株)山田洋行に係る過払案件等について

(金額単位:円)

	品名	数量	契約年月日	当初契約金額	納入日	支払金額 (A)	過払い額 (B)	(B)÷(A) (%)	契約変更 による減額
1	迫撃砲用縮射弾(12年度契約)	—	13. 3. 30	191,016,000	13.12.6	195,557,250	110,183,000	56%	—
2	〃	—	13. 3. 30	76,051,500	13.12.6	77,870,100	43,509,000	56%	—
3	迫撃砲用縮射訓練具(12年度契約)	156個	13. 3. 30	21,036,750	13.12.19	21,550,200	8,951,000	42%	—
4	〃	84個	13. 3. 30	25,620,000	13.12.19	26,242,650	8,410,000	32%	—
5	迫撃砲用縮射弾(13年度契約)	—	14. 2. 22	175,245,000	15.1.20	226,961,700	129,399,000	57%	—
6	〃	—	14. 2. 22	135,397,500	15.1.20	175,351,050	99,476,000	57%	—
7	迫撃砲用縮射訓練具(13年度契約)	42個	14. 2. 22	12,453,000	15.1.29	16,073,400	5,110,000	32%	—
8	〃	117個	14. 3. 29	15,330,000	15.1.29	19,774,650	8,232,000	42%	—
9	救難表示灯投下形	100EA	14. 10. 24	3,255,000	15.2.14	3,228,540	2,087,800	65%	—
10	TC-90用本体及び機関補用品	1 EA	15. 3. 4	1,083,600	15.11.17	980,175	412,500	42%	—
11	救難表示灯投下形	122EA	15. 10. 17	3,984,750	16.2.27	3,514,350	2,188,000	62%	—
12	ブレード・ダイナミック・バランス・アナライザ	1EA	15. 12. 22	9,124,500	16.7.21	8,275,050	2,868,000	35%	—
13	ダイナミック・プロペラ・バランス・テスト	2 EA	16. 2. 17	15,960,000	17.2.22	13,692,000	4,253,000	31%	—
14	T-7用機体初度部品(輸入)(その5)	2EA	16. 3. 31	1,021,650	17.6.20	1,005,270	219,400	22%	—
15	SH-60K型航空機用部品(輸入)(その8)	10T	17. 2. 16	3,885,000	19.11.19	3,340,050	—	—	669,900
16	F-2用機体初度部品(輸入)(その22)	1式	17. 2. 25	35,311,500	19.7.9	40,561,500	12,336,000	30%	—
17	F-2用機体初度部品(輸入)(その21)	1式	17. 3. 3	11,361,000	19.8.10	5,916,750	—	—	6,720,000
18	グランドロック	2EA	18. 3. 31	273,000	18.11.15	265,062	126,440	48%	—
	計	—	—	737,409,750	—	840,159,747	437,761,140	—	7,389,900

注:特約条項に基づき為替の変動に伴う精算等を行っているため、当初契約金額と支払金額は一致しない。

出典:防衛省作成資料

山田洋行の過大請求関連調査について

20. 5. 9現在	中央調達	地方調達
山田洋行 <small>(平成14年度以降)</small>	<p>(調査状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 調査対象件数 116件 (注1) ■ 回答あり 108件 <ul style="list-style-type: none"> 真正 44件 真正でない 9件 (注2) 確認中 55件 <p>(過大請求確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 件数 18件 ■ 過大請求額 約4億4500万円 	<p>(調査状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 調査対象件数 525件 (注3) ■ 回答あり 72件 <ul style="list-style-type: none"> 真正 42件 真正でない 0件 確認中 30件 <p>(過大請求確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 現時点において、確認していない

注1 平成14年度以降の契約のうち、契約時に同社から防衛省に対し外国メーカー等の見積書の写しが提出されていた件数

注2 この他に、山田洋行に対する調査等により9件の過大請求を確認(合計18件)

注3 平成14年度以降の契約のうち、契約時に同社から防衛省に対し外国メーカー等の見積書の写しが提出されていた件数

出展:防衛省作成資料

● 国家賠償法

(昭和二十二年十月二十七日法律第二百二十五号)

第一条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

○2 前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。

● 地方自治法

(職員の賠償責任)

第二百四十三条の二 会計管理者若しくは会計管理者の事務を補助する職員、資金前渡を受けた職員、占有動産を保管している職員又は物品を使用している職員が故意又は重大な過失(現金については、故意又は過失)により、その保管に係る現金、有価証券、物品(基金に属する動産を含む。)若しくは占有動産又はその使用に係る物品を亡失し、又は損傷したときは、これによつて生じた損害を賠償しなければならない。次に掲げる行為をする権限を有する職員又はその権限に属する事務を直接補助する職員で普通地方公共団体の規則で指定したものが故意又は重大な過失により法令の規定に違反して当該行為をしたこと又は怠つたことにより普通地方公共団体に損害を与えたときも、また同様とする。

- 一 支出負担行為
- 二 第二百三十二条の四第一項の命令又は同条第二項の確認
- 三 支出又は支払
- 四 第二百三十四条の二第一項の監督又は検査

● 予算執行職員等の責任に関する法律

(予算執行職員の義務及び責任)

第三条

2 予算執行職員は、故意又は重大な過失に因り前項の規定に違反して支出等の行為をしたことにより国に損害を与えたときは、弁償の責に任じなければならない。

(弁償責任の検定、弁償命令及び通知義務)

第四条 会計検査院は、予算執行職員が故意又は重大な過失に因り前条第一項の規定に違反して支出等の行為をしたことにより国に損害を与えたと認めるときは、その事実があるかどうかを審理し、弁償責任の有無及び弁償額を検定する。但し、その事実の発生した日から三年を経過したときは、この限りでない。

3 各省各庁の長(財政法第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。)は、予算執行職員が故意又は重大な過失に因り前条第一項の規定に違反して支出等の行為をしたことにより国に損害を与えたと認めるときは、会計検査院の検定前においても、その予算執行職員に対して弁償を命ずることができる。

(懲戒処分)

第六条 会計検査院は、検査又は検定(前条第一項に規定する再検定を含む。)の結果、予算執行職員が故意又は過失に因り第三条第一項の規定に違反して支出等の行為をしたことにより国に損害を与えたと認めるとき、又は国に損害を与えないが故意又は重大な過失に因り同項の規定に違反して支出等の行為をしたと認めるときは、当該職員の任命権者に対し、当該職員の懲戒処分を要求することができる。この場合において、会計検査院は、適当と認める処分の種類及び内容を参考のため明示するものとする。

政・官の在り方

平成14年7月16日
閣僚懇談会申合せ

1. 基本認識

< 省 略 >

2. 対応方針

政府の政策決定における内閣主導を徹底する観点に立ち、以下の措置をとるものとする。その際、副大臣、大臣政務官は、「政」と「官」の関係について、大臣の指示に基づき、「国务大臣、副大臣及び大臣政務官規範」に定める役割を適時適切に果たす。

- 〔1〕「官」は、国会議員又はその秘書から、個別の行政執行（不利益処分、補助金交付決定、許認可、契約等）に関する要請、働きかけであって、政府の方針と著しく異なる等のため、施策の推進における公正中立性が確保されないおそれがあり、対応が極めて困難なものについては、大臣等に報告するものとする。報告を受けた大臣等は、要請、働きかけを行った国会議員に対し、内容の確認を行うとともに、政・官の関係について適正を確保するなど、自らの責任で、適切に対処する。
- 〔2〕法律案の作成等、政策立案の過程における「官」から「政」への働きかけは、大臣等の指揮監督下であって、その示した方針に沿ってこれを行わなければならない。
- 〔3〕『官』は、大臣等に報告すべき情報を秘匿したり偏った情報提供を行うことのないよう、報告責任を全うし、国家公務員法の精神に則り、国民全体の奉仕者として、「基本認識」で明らかにした「官」の役割を誠実に果たすものとする。
- 〔4〕「官」は、上記〔1〕により大臣等に報告するものについては日時・経過、内容等、当該案件の処理経過を記録し、大臣等の確認を経た上で保存する。この場合及び上記〔2〕で記録を保存する場合、記録の正確性を十分確保することとし、詳細な発言内容を保存する場合には、改めて本人の確認を求める。
- 〔5〕各府省幹部は、政・官関係の不適切な問題が生じないように、部下を指導監督する。また、必要に応じて、大臣等と解決に向けた協議を行う。一府省の問題といえども問題の性質によっては、内閣として対応する。

出典：内閣官房作成資料より抜粋

1. 各府省内における「政・官の在り方」の周知方法について

○内閣官房

内閣官房内の全部局に配布し、周知。

○内閣府

府内の定例会議等において、全部局に周知。

○総務省

省内の全部局に配布し、周知。

○法務省

事務次官から通達を発して、全部局に周知（別添）

○外務省

『「外務省改革」行動計画』を作成し、全部局に周知。（別添）

○財務省

省内の定例会議等において、全部局に周知。

○文部科学省

省内の定例会議等において、全部局に周知。

○厚生労働省

省内の全部局に配布し、周知。

○農林水産省

省内の定例会議等において、全部局に周知。

○経済産業省

省内の定例会議等において、全部局に周知。（別添）

○国土交通省

省内の全部局に配布し、周知。（別添）

○環境省

省内の全部局に配布し、周知。

○防衛省

事務次官から通達を発して、全部局に周知。（別添）

○警察庁

庁内の定例会議等において、全部局に周知。

○金融庁

庁内の全部局に配布し、周知。

2. 「政・官の在り方」の申合せ以降（平成14年7月以降）、「政・官の在り方」の「2 対応方針」の〔1〕に基づき、①大臣等（大臣、副大臣、政務官）に報告を行った件数、及び②当該報告を受けた大臣等が、要請、働きかけを行った国会議員に対し、内容の確認を行った件数については、全ての府省において①、②のどちらも0件である。

国所管法人のうち所管官庁出身常勤理事が
常勤理事の3分の1を超える法人について

H18.10.1現在

官庁名	法人数
内閣府	23
警察庁	31
金融庁	22
総務省	116
法務省	11
外務省	19
財務省	149
文部科学省	93
厚生労働省	356
農林水産省	235
経済産業省	272
国土交通省	554
環境省	29
防衛省	11
総計	1,763

注1) 本データは、平成18年10月1日時公益法人概況調査結果によるもの。

注2) 総計については共管法人の重複を排除した実数。

官民人事交流法の概要

一 目的

職員について交流派遣をし、行政課題に柔軟かつ的確に対応するために必要な知識及び能力を有する人材の育成を図るとともに、民間企業における実務の経験を通じて効率的かつ機動的な業務手法を体得している者について交流採用をして行政運営の活性化を図り、もって公務の能率的な運営に資することを目的とする。

二 対象民間企業の範囲

株式会社、相互会社、信用金庫等

三 人事交流の手続

- ① 人事院が、希望する民間企業を公募、応募企業の名簿を府省に提示
- ② 府省は選択した民間企業と協議した上で「計画」を作成し、当該計画がこの法律の規定及び交流基準に適合するものであることについて人事院の認定を受けた後に人事交流を実施。国と民間企業の間で労働条件等の取決めを締結

四 民間企業への交流派遣 府省の職員を一旦人事院へ異動させ民間企業に派遣

- ① 身分 公務員の身分は保有、職務には従事しない（民間企業に雇用）
- ② 期間 三年以内（必要がある場合、五年まで延長可）
- ③ 服務等 派遣前の府省への許認可の申請等の業務や影響力利用行為の禁止
- ④ 給与 民間企業で賃金支給

五 民間企業からの交流採用 民間企業の従業員を府省で任期を付して採用

- ① 身分 常勤職員として選考により採用（退職型と雇用継続型の二種類あり）
- ② 期間 三年以内（必要がある場合、五年まで更新可）
- ③ 服務等 交流元企業の業務に従事することや交流元企業に対する許認可等を行う官職に就くことの禁止
- ④ 給与 国で給与支給

六 交流の制限 有識者の意見を聴いた上で策定する「交流基準」により制限

- ① 許認可権限のある府省との間、国と契約関係にある民間企業との間の交流制限
- ② 同一の民間企業との継続的な人事交流に関する制限など

七 交流状況の報告 人事院は、毎年、人事交流の状況を国会及び内閣に報告

八 制定経過 平成十一年十二月制定。平成十八年六月に交流採用職員の雇用継続型を可能とする一部改正

各府省の欠員数(過去5年間。各年度末)

(非現業)

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
内閣官房	26	40	44	63	71
内閣法制局	7	4	4	4	4
内閣府本府	50	61	59	58	77
宮内庁	38	33	35	24	32
公正取引委員会	28	22	34	44	67
国家公安委員会	329	348	349	349	352
金融庁	27	42	45	42	61
総務省	284	198	222	252	263
公署等調整委員会	0	3	1	0	0
法務省	458	600	650	1,164	1,376
外務省	70	106	69	65	53
財務省	888	773	735	631	832
文部科学省	5,559	5,815	216	229	204
厚生労働省	1,011	3,340	478	407	665
農林水産省	413	547	702	840	1,033
経済産業省	312	284	382	324	383
国土交通省	1,386	1,396	1,325	1,647	2,056
環境省	48	20	45	35	87
防衛省(防衛庁)(除く自衛官)	352	388	430	528	645
非現業計	11,286	14,020	5,825	6,706	8,261

(現業)

林野庁	6	0	141	236	254
郵政事業	13,989				
印刷事業	225				
造幣事業	108				
現業計	14,328	0	141	236	254

(総計)

現業・非現業計	25,614	14,020	5,966	6,942	8,515
---------	--------	--------	-------	-------	-------

出展：総務省作成資料